

米国におけるアーキテクトの教育課程と実務研修の接合及び実務研修の運用に関する調査

平成28年3月

1. はじめに

1.1 背景と目的

近年グローバル化が進展する状況下において、アーキテクト資格、その要件となる建築教育プログラム、その認証制度等からなる一連のシステムについて、国際通用性の確保が重要となっている。米国については、教育要件としてNAAB（全米教育課程認定委員会）が実施している建築教育プログラムの認証、実務要件としてAIA（アメリカ建築家協会）が関与してNCARB（全米建築家登録委員会連合協議会）が運営しているIDP（実務研修プログラム）、試験要件としてNCARBが実施するARE（建築家登録試験）が現在運用されている。かつては独立的に運用されてきた当該3要件については、近年それぞれの接合・重合を重視する改訂動向が明らかになっている。

本調査では、教育要件（NAAB認定プログラム）と実務要件（実務研修プログラム）の接合部分に着目し、一部の大学に既に設置・運用されている実務連携型教育プログラムや導入構想が提示されている3要件の統合型プログラムなどについて、最新の動向や運用実態に関する知見を得ることを目的とする。

1.2 調査の対象と方法

本調査は、以下の方法と手順で行った。

- ①過去の調査・研究成果に基づいて、情報収集等を追加して行い、米国の建築家制度の概要と近年の改訂動向を整理した。
- ②IDPの実務研修について、設計事務所等の実地訪問調査や関係者のヒアリングを実施し、内容と運用実態を調査した。
- ③全米建築高等教育機関協会（ACSA）が実施する管理・運営担当教員会議（Administrators Conference）に参加して、関連セッションでの情報収集と調査を実施した。
- ④統合的道程導入の試行プログラム採択大学について、内容および運用実態について、ヒアリング調査等を実施した。
- ⑤調査結果の整理・分析・考察を行ない報告書にまとめた。

なお、本調査は委託により、田中友章（明治大学理工学部建築学科教授）を代表研究者とし、藍谷鋼一郎（テキサスA&U大学建築学部建築学科准教授）を共同研究者として実施した。

2. 米国の資格制度システムの概要と近年の改訂動向

米国の建築家制度は、教育要件、実務要件、試験要件の3つの資格要件からなるが、現在大幅な改訂が進行中である。教育要件はNAAB（全米建築課程認定委員会）が認定する専門職学位（Professional Degree）の取得だが、現在NAAB2014認定基準とNAAB2015手続解説書による審査へと移行する段階である。実務要件は、NCARBに登録して実施する実務研修プログラム（Intern Development Program）の修了だが、修了要件を5600時間から3740時間に短縮して、4部門を6部門へ再編するAXPへの改訂が進んでいる。試験要件は、全米建築家登録委員会協議会（NCARB）が実施する建築家資格試験（Architect Registration Examination）の全科目の合格によるが、2016年後半からARE 5.0が導入され、試験科目が7科目からIDPと共通の6科目へ再編され、合わせて新タイプの試験方法も導入される予定である。

3要件については、上述の改訂が進行しているが、これらは建築界をとりまく環境の変化の中で、職能像の明確化や魅力向上などを目指したものと考えられる。また、個別に計画されたものではなく、NCARBが約5年に一度総合的に実施する調査・分析（2012 NCARB Practice Analysis of Architecture）の結果に基づき、相互の連携を取って方針や仕様が設定されている。そして、各要件の目的や自律性を確保しながら、接合を重視する方向で改訂が進んでいる。

3. IDP（実務研修プログラム）の運用実態

実務要件であるIDP2.0について、テキサス州内のタイプの異なる4社の設計事務所を対象に、2015年11月と2016年2月に訪問調査や関係者のヒアリングを実施し、運用実態を調査した。調査で得られた主な知見を以下にまとめた。

- ①各社とも指導主事（Supervisor）と助言者（Mentor）の任命に配慮しており、IDPの所定の項目を満たすためのインターンの配置・移動への配慮もみられた。
- ②AIA地域支所との連携や社内の勉強会等により受験対策を支援し、有給休暇や受験料補助などの支援が提供されている。
- ③ライセンス取得のインセンティブとして、取得時の賞与も各社で提供されている。
- ④指導主事・助言者の責任はIDPのみが対象で、AREの準備・受験は各インターンに委ねられ、受験料補助は初回限定で再試験は個人負担のため、受験に慎重になる傾向が確認できた。

4. ACSA管理・運営担当教員会議等の調査

4.1 ACSA管理・運営担当教員会議の概要

ACSAは、米国でNAAB認証学位を提供する高等教育機関を中心に250以上の教育機関等により構成される団体で、年次研究集会や国際研究集会のほか、管理・運営担当教員会議を開催している。これは主にプログラムの設置・運営、カリキュラムの改変・構成、教育認証の受審などの業務を担当する教員が集まり開催されるもので、2015年度は11月12日から14日の3日間プエルトリコで開催された。期間中には、NAABの教育認証や以下に詳述する新たな統合的道程導入の試行について、PDや説明・意見交換の機会が設けられた。

表1：統合的道程の導入への動向

2013年6月	NCARBが新たな資格への道程を検討するための特別タスクフォース（LTF）の招集を決定
2014年5月	20名の委員からなるLTFの成果として、資格要件となる教育課程の修了時に資格取得を可能とする新制度導入に関する方針を告知
2014年9月	新制度導入に向けてNCARBが各教育機関向けに意向・情報照会依頼（RFI&I）を通知。（10月末提出〆切）
2014年11月	ACSA管理・運営担当教員会議にて新制度導入に関する説明や意見交換会等を実施
2014年12月	36校からの回答中32校から参加の意向を受けて、2015年1月に試行プログラムへの提案の公募を実施するとNCARBが発表（翌6月のLTFにて審査）
2015年8月	新制度導入に向けた試行プログラムに参加する13校をNCARBが発表（15校が提案を応募）
2015年11月	参加校を1校追加し14校とするとNCARBが発表

表2：試行プログラム採択校の概要

番号	大学名	所在地	提供学位	属性	備考
1	ボストン建築大学 (Boston Architectural College)	マサチューセッツ州ボストン	BArch, <u>MArch</u>	私立	
2	クレムゾン大学 (Clemson University)	サウスカロライナ州クレムゾン	<u>MArch</u>	公立	
3	ドレクセル大学 (Drexel University)	ペンシルベニア州フィラデルフィア	<u>BArch</u>	私立	B
4	ローレンス工科大学 (Lawrence Technological University)	ミシガン州 サウスフィールド	<u>MArch</u>	私立	B
5	New School of Architecture and Design	カリフォルニア州サンディエゴ	BArch, <u>MArch</u>	私立	
6	ノースカロライナ州立大学 (North Carolina State University)	ノースカロライナ州ローリー	BArch, MArch	州立	
7	ポートランド州立大学 (Portland State University)	オレゴン州ポートランド	<u>MArch</u>	州立	
8	サヴァンナ芸術工科大学 (Savannah College of Art and	ジョージア州サヴァンナ	<u>MArch</u>	私立	
9	シンシナティ大学 (University of Cincinnati)	オハイオ州シンシナティ	<u>MArch</u>	公立	A
10	デトロイト・マーシー大学 (University of Detroit Mercy)	ミシガン州デトロイト	<u>MArch</u>	私立	
11	ノース・カロライナ大学シャーロット校 (University of North	ノースカロライナ州シャーロット	BArch, MArch	公立	
12	南カリフォルニア大学 (University of Southern California)	カリフォルニア州ロサンジェルス	BArch, MArch	私立	
13	ウッドベリー大学 (Woodbury University)	カリフォルニア州ロサンジェルス	<u>BArch</u> , <u>MArch</u>	私立	A
14	カンザス大学 (University of Kansas)	カンザス州ローレンス	<u>MArch</u>	州立	

4.2 統合的道の導入への試行の概要

上述の3要件改訂と合わせて、要件の接合を重視する方向の試みとして、NCARBから教育課程の修了時に資格取得を可能とする統合的道の程 (Integrated Path to Licensure) の導入について提案がなされ、表1のように検討・試行が進められている。その編成については、教育要件であるNAAB認定教育プログラムのカリキュラム期間内にIDPを組み込むことで、在学中にIDPによる実務要件を修了するとともに、合わせてAREを受験する機会を設定し、修了までに資格取得に必要な全ての要件の完了を可能とするものとされている。すなわち3要件を合体させるのではなく、各要件の独立性を維持しながらも、特定の順序で逐次完了する代わりに、より統合的な方法で完了されるものと説明されている。また、導入に向けて先鋒となる試行実施校は公募により14校が採択されており、その概要は表2にまとめた。立地、属性、提供学位などについて、多様な特性を持つプログラムが選定されている。

4.3 ヒアリング調査等の概要

関連セッションで得た情報、採択校関係者へのヒアリング、ACSA実施のWebinar等から以下の知見を得ることができた。

①統合的道の程は新たなカリキュラムの可能性を追加する性質のもので、教育課程修了時の資格取得を約束したり条件とするものではない。②夏期休暇期間中も含めて実務研修を行なう期間を制度的に設け、課程修了前にIDPを完了した上でAREを受験できるようカリキュラムを構成するため、同等のNAAB認定学位と比べて1~2年長い課程期間となる。③大学側は、カリキュラム設置だけでなく、実務研修先の紹介や支援、IDPやARE完了へ向けたサポートなど運用面で新たな役割が求められ、産業界と連携できる体制が必要となる。④採択校には、COOPプログラム等と呼ばれるカリキュラム内に実務研修を組み込んだ課程を従前から持っている大学(A)、働きながら学ぶ学生の比率が高いなど教育課程期間中のIDP実施に既に一定の実績のある大学(B)が含まれることが分かった。⑤大都市に立地したり実務者教員が在籍するなど実務研修先と連携の取りやすい大学が有利となる可能性があり、導入に向けた大学間の意見は多様である。⑥要求レベルが高いため、課程期間内に完了し資格取得できる学生は少数に留まると考えられる。

5. アーキテクト制度の動向と考察

上述の調査により、米国の資格制度に関わる3要件の現状と近年の改訂動向を把握することができた。日本国内の現状との比較も交えて以下に考察したい。

日本の資格3要件については、2008年に実施された建築士法改正以降は大きな変更は行なわれていない。教育要件については、所定の基準への準拠について教育機関が確認申請を行なう仕組みとなっている。キャンベラアコードに加盟予定のJABEEの建築系学士修士プログラムでは、その認定基準で関連性を担保しているものの、その認証数はまだ5つに留まっている。実務要件については、実務経験の申告内容の詳細化が行なわれるなどの改善が行なわれたが、さらなる改善に向けてIDPの仕組みに参考とできる点があると考えられる。試験要件については、年各1回の筆記試験(多枝択一方式)と製図試験(手描き)という形式が継続的に採用されている。コンピューターによる試験方式が万全な訳ではないが、ICT技術を活用しARE5.0から導入される新しい試験方法・回答方式から学べる点もあると考えられる。

米国の3要件は、上述のとおり3要件を連携させながら大きな改訂が進行中である。建築界をとりまく環境の変化に対応するため、これまで自律性を重視してきた要件間の接合を重視して改変する方向性が認められる。また、試行が開始されている資格への統合的道の程の導入についても、その概要を明らかにすることができたが、IDPを6分割してカリキュラムに組み込んだ実施など、教育要件と実務要件の重合へむけた新しい取組みとして、引き続き今後の動向を注視する必要がある。また、近年の改定によりNAAB認定、IDP (AXP)、AREの3要件を国外で実施できる可能性が高まっている。これまで域内で完結していた資格制度の境界を超えた展開、要件間で独立していた条件の相互接合による境界を超えた連携などが進んでいるため、その展開や動向も注視していく必要がある。アーキテクト資格を取り巻く近年の環境やニーズの変化に対応するためには、資格制度システムの国際通用性を確保する方向で、戦略的に再構築することが重要となると考えられ、上述の国外の動向の今後の進展を注視しつつ、改善を進めていくことが重要となる。